

東海市道路反射鏡設置基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通の安全に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この基準において「道路反射鏡」とは、道路の付属物として、屈曲部又は屈折部の視距あるいは交差点において見通し距離が不足している場所等で、他の車両を確認し、安全を補うための鏡をいう。

2 この基準において「車両」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

3 この基準において「道路」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。

(設置場所)

第3条 道路反射鏡の設置場所は、市の管理道路上において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認められる場所とする。ただし、いずれの場所も、歩道上の歩行者等の確認のみを目的とする道路反射鏡は設置しない。

- (1) 屈曲部又は屈折部において、車両が安全に走行するために必要な目視により見通すことができる距離（以下「見通し距離」という。）が確保できないと認められる場所
- (2) 信号機が設置されていない交差点において、見通し距離が確保できないと認められる場所
- (3) 袋状道路（その一端のみが他の道路に接続した道路に接続した道路であって、家屋が5軒以上あるもの。）と他の道路の接道部において、見通し距離が確保できないと認められる場所
- (4) 公共施設の出入口となる場所
- (5) その他、市長が必要と認める場所

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、道路反射鏡を設置しないものとする。

- (1) 私有地又は私道の出入り口の場所
 - (2) 道路の形状によって設置効果が著しく低い場所
 - (3) 設置により車両の通行に支障が生じる恐れがある場所
- (設置の申請及び相談)

第4条 市は、町内会及び自治会の総意により、町内会長又は自治会長から交通防犯課へ提出された要望書等により審査を実施するものとする。なお、設置可能場所が私有地となる場合においては、土地所有者（管理者）の承諾書を提出するものとする。

(設置及び管理)

第5条 市は、第3条の規定により道路反射鏡を設置する場合には、予算の範囲内で設置するものとし、当該設置後は、町内会または自治会と連携を取りながら、適正な管理を行うものとする。

2 市以外の者が設置した道路反射鏡で、現に公共の用に供され、かつ、市が管理することが合理的であると認められるものについては、所有者から当該道路反射鏡を市へ寄付する申し出を受けることにより、市がその管理を行うものとする。

3 市の管理する道路反射鏡の移設を希望する者は、市と協議の上、当該移設に要する費用を負担することにより移設を行うことができる。また、当該移設を必要とする理由が、特にやむを得ない事情である場合には、当該移設に要する費用を市が負担するものとする。

(撤去)

第6条 市は、道路環境の変化等により、管理する道路反射鏡が第3条に規定する設置基準に該当しないと認められたときは、当該道路反射鏡を撤去するものとする。

2 私有地に設置した場合であって、土地所有者から撤去の要望があったときは、市が費用を負担し、撤去するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

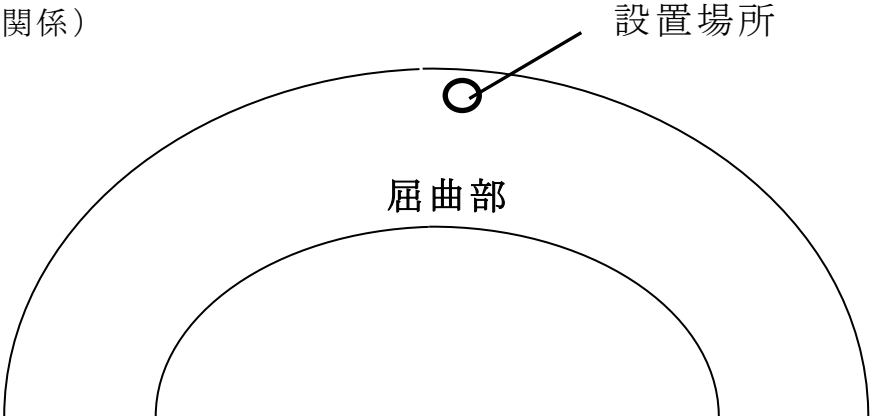
附 則

第1条 この基準は、平成31年4月1日より適用する。

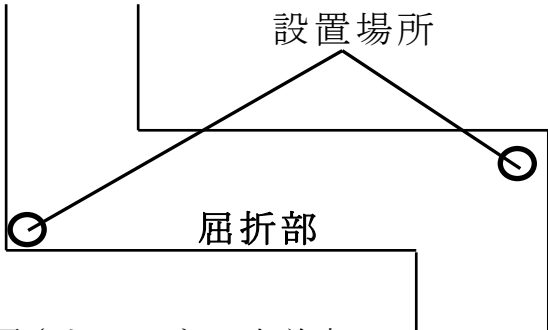
第 2 条 道路反射鏡設置基準（平成 2 7 年 1 月 1 日）は、廃止する。

別図（第 3 条関係）

(1) 屈曲部

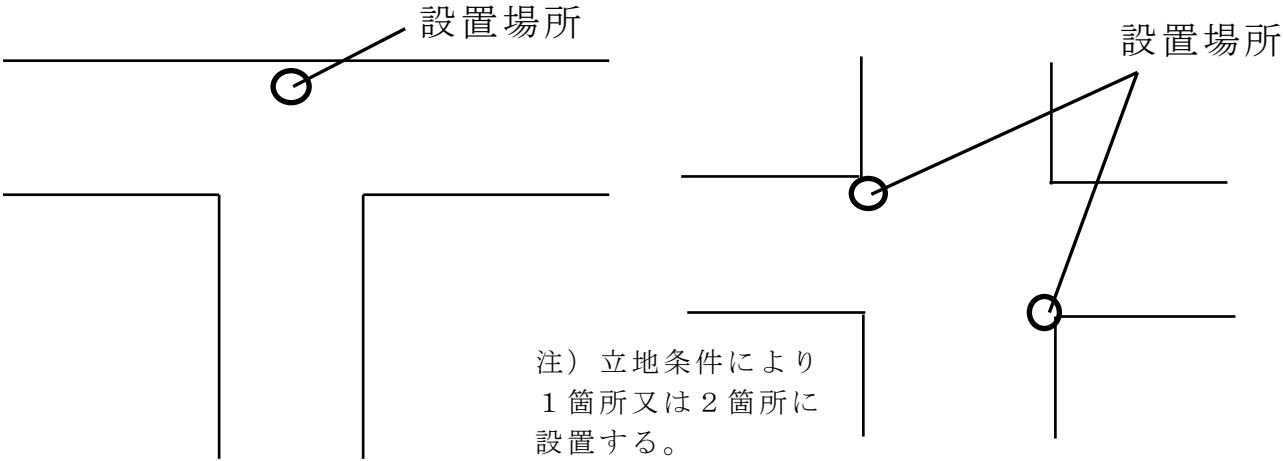


(2) 屈折部



注) 立地条件により
1 箇所又は 2 箇所に
設置する。

(3) 信号機が設置されていない交差点



注) 立地条件により
1 箇所又は 2 箇所に
設置する。